



GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821

8月の有効求人倍率は1.40倍

最低賃金が時間額897円に改正

宮崎県に対して中小企業・小規模事業者への支援を要請

10月6日から宮崎県最低賃金が897円に改定され、宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

一方で、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分な価格転嫁ができるのかなどの不安や懸念を有していることから、宮崎県最低賃金審議会において中小企業・小規模事業者に対する各種支援策の拡充・新設などの諸対策の実施・検討を求める付帯決議が付されました。

これを踏まえて8月31日、宮崎労働局の坂根局長は、宮崎県を訪問し、宮崎県独自の支援策の拡充・新設の検討を要請しました。

宮崎県の丸山商工観光労働部長は「最低賃金の改定により多くの中小企業・小規模事業者の負担は大きい、賃金を上げないと人材確保が困難との認識。宮崎県も6月の補正予算で中小企業等に対する助成事業などの取り組みを実施している。引き続き労働局と連携を図り、県内の中小企業・小規模事業者を支援したい」と述べました。



丸山商工観光労働部長（左）と坂根労働局長（右）

宮崎労働局では「業務改善助成金」の活用により、事業場内で最も低い賃金を一定以上引き上げ、設備投資等を行った事業者に対して費用の一部を助成しています。8月31日から事業場規模50人未満の事業者における最低賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充が図られ、皆様の負担軽減につながるよう活用促進に努めています。

確認しよう、最低賃金!

事業者も、労働者も、お互いに。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働く人すべての人と雇う人のためのルールです。

宮崎県 最低賃金

令和5年
10月6日より
時間額

897円

前年度
44円
UP

価格転嫁の円滑化に関する協定を締結しました



坂根労働局長（前列右端）

宮崎労働局は、8月28日に宮崎県庁本館講堂において、宮崎県、九州経済産業局、九州運輸局、宮崎県内経済団体及び日本労働組合総連合会宮崎県連合会と「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結しました。

本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するため、相互に連携し、労務費や原材料費などの上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成する

ことにより、県内の中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を高めることを目的としています。

坂根局長は締結式に出席し、「労働局では賃金上昇とそれを支える多様な働き方を実現するため、賃金引上げ及び賃金上昇を伴う労働移動

の支援、人材育成・活性化への支援、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、安全で健康に働くことができる環境づくりなど一体的な取組を推進しています。本日の協定締結を通じて、適切な価格転嫁に向けた気運の醸成が図られ、中小企業や小規模事業者においても賃金の引上げの原資の確保につながるよう、一層取組の推進を図ってまいります」と述べました。

協定に関して、詳しくは宮崎県HPをご覧ください。

人と仕事をつなぐコンタクトコーナー

人材確保対策コーナー



就職面接会場の様子

人材確保対策推進事業の一環として、ハローワーク宮崎では、平成30年度より福祉分野（看護・介護・保育）・建設分野・運輸・警備の職種を対象職種に設定し、対象職種で働きたい方、対象職種の採用をお考えの事業主の方それぞれに、様々な支援メニューを設け支援していく総合的な支援コーナー（コンタクトコーナー）を設置しております。

主な支援メニューとして、求人者の方に対しては、求人充足に向けたコンサルティング・プラン作成、就職面接会、事業所説明会の開催、雇用管理に関連する助成金等の情報提供等を行っており、求職者の方に対しては、予約制、担当者制による職業相談・職業紹介、

就職に役立つセミナー、就職面接会等を行っております。

人材確保対策推進事業を効果的・効率的に推進するためには、関係団体等との連携が必要不可欠であるため、相互の施策について理解促進を図るとともに、必要な

情報を共有し、人材不足分野の人材確保に係る具体的な連携事項を協議することを目的として「人材確保対策推進協議会」を、8月10日にハローワークプラザ宮崎の大会議室で開催しました。

今回は、11関係団体12名の方が出席され、各関係団体の担当者より人材確保対策に向けての取組や抱えている問題等について発言していただきました。



ハローワーク宮崎
コンタクトコーナーの窓口

「精神・発達障害者しごとサポーター」養成講座を開催しました。



「精神・発達障害者しごとサポーター」とは、職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者のことです。精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場の同僚や上司がその障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

そのため、宮崎労働局及びハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象として、精神障害、発達障害に関して正しく理解していただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を、9月5日にハローワーク宮崎の別館会議室で開催しました。

今回は、15事業所17名の方が受講され、ハローワーク宮崎の尾首発達障害者雇用トータルサポーターによる事例を交えたわかり

やすい説明を行い、最後の質疑応答では、参加事業所が抱えている問題へのアドバイスや他の障害者支援機関の周知や説明も行いました。

受講者アンケートの集計結果は、研修内容の理解や今後の職業生活への活用についての満足度がとても高く評価されており、すべての受講者から他の職員にも養成講座を勧めたいとの回答がありました。

次回は、12月5日にハローワーク延岡の2階大会議室で開催予定です。



ハローワーク宮崎での講座の様子

